7月は「同和問題啓発強調月間」です

～すべての人の人権が保障される社会をめざして～

●問い合わせ先　教育政策課 人権・同和教育担当

ご存じですか、部落差別解消推進法

一昨年の12月、部落差別がない社会をつくるため「部落差別解消推進法」が制定されました。

この法律では、現在もなお部落差別が存在し、ネット社会の中で拡散されたり悪質化したりしていることを大きな問題としてとらえています。また、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念からも部落差別は許されないものと明示されています。

部落差別は、今も

本市でも、部落差別が存在します。2月と3月には、子どもたちや高齢者が利用する公共施設や公園のトイレに、差別語や「死ね」という言葉を何回も書き連ねた極めて悪質な落書きが発見されました。これらの落書きで誹謗（ひぼう）・中傷された人々は、体を震わせ「私たちが何をしたというのか。命の危険さえ感じる」と憤慨し、また、子どもの中には家に帰って泣き出す子もいるなど、子どもから大人まで悲しみと憤りを強くしました。

差別をなくす責務を有する行政職員も、市長をはじめ幹部職員が差別落書きを実際に確認するとともに、部落差別はもとよりすべての人権問題を解決し、すべての市民の人権が保障され、安全で安心して過ごすことができる「人権尊重のまちづくり」を推進していく決意を新たにしました。

本市でも今回の差別落書きの現実をしっかり受け止め、「部落差別解消推進法」の趣旨に則り、部落差別のない社会を実現するための取り組みを行っていきます。

知って、考えて、行動する

部落差別をはじめ、さまざまな人権問題の解決には、教育や啓発の必要性が言われています。筑紫野市の小中学校でも豊かな人権感覚をもち、同和問題について科学的な認識を身に付けるために小中学校が連携しながら人権学習に取り組んでいます。次の作文は、市内の6年生の学習後の感想です。

「私たちのくらしと憲法」を学習して

M・B

私は、ゲストティーチャーの話を聞いて、差別は人のかんちがいやうわさなど、確実でないものの情報で起きることもあることを知りました。私は、周りで差別している人がいたら、「おかしい」と伝えられるようになりたいです。そして、私やみんなを認め合い、大切な人だと感じ、たくさん関わり仲良くし好きになっていきたいと思いました。差別などに左右されない自分、そして惑わされない自分の考えをしっかりもった人になり、よりよい社会にしていきたいです。

Bさんは、学校で学習し、予断や偏見などで差別が起きることを知りました。そして、互いを認め合う関係をつくり、自分の考えをしっかり持ち、差別のない社会づくりのための行動意欲を持つことができました。

7月の同和問題啓発強調月間中には、学ぶ機会がたくさんあります。ぜひ参加していただき、自分なりの差別をなくす行動に結び付けてほしいと思います。

筑紫野市同和問題講演会

●日時　7月21日（土）、13時～（12時30分開場）

●場所　文化会館大ホール

●内容

▽オープニング

▽筑紫野市内5中学校生徒会連合体からのメッセージ

▽講演「へこたれへん～人はきっとつながれる～」

●講師　松村 智広さん

松村さんは、昭和32年、三重県伊賀市に生まれ、伊賀市内の中学校で教職生活を過ごされました。その間、三重県教育委員会人権教育課長を務め、伊賀市の中学校校長を最後に、本年3月定年退職をされました。

各地からの要請を受けて講演活動にも取り組んであり、その講演は、具体的で分かりやすく、ユーモアを交えた内容で好評を得ています。